

# 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針(告示)の概要

## 基本方針の主な内容

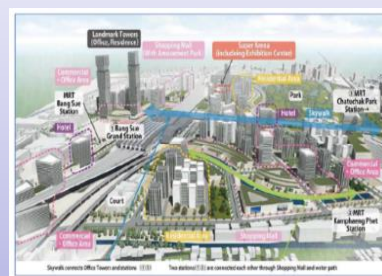
### 1. 参入促進の意義

- ・新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を取り込むことが、我が国経済の成長にとって重要
- ・相手国のインフラ整備が進むことで、相手国における経済・社会的な基盤の強化が進展
- ・日本の先進的な技術・ノウハウ・制度等の移転によるソフトパワーの強化、外交的地位の向上

### 2. 参入促進の方法

- ・案件形成段階から独立行政法人等の公的機関が積極的に関与し、日本の質の高いインフラを効果的にアピールする等により、我が国事業者が参入しやすい環境づくりを実現
- ・高速鉄道と都市開発を一体的に行う等の面的開発に積極的に関与
- ・我が国が優位性のある技術を活かしつつも、相手国のニーズに応じてカスタマイズ
- ・単独で海外に進出することが難しい中堅・中小企業等へ積極的支援 等

#### 「面的開発」の例



タイ・バンヌー駅周辺地区開発イメージ図  
(平成29年度 JICA調査報告書より引用)

### 3. 各独立行政法人等の海外業務の考え方・具体的内容

- ①鉄道・運輸機構：高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等
- ②水資源機構：水資源の開発・利用に関する調査・設計等
- ③都市再生機構：都市開発に関する調査・技術の提供等
- ④住宅金融支援機構：住宅ローン制度構築に関する調査・情報の提供等
- ⑤日本下水道事業団：下水道の整備・維持管理に関する技術的援助
- ⑥成田空港会社・中部空港会社：空港の整備・運営等
- ⑦高速道路会社：道路の整備・維持管理に関する調査、設計等
- ⑧国際戦略港湾運営会社：港湾の整備、運営等



高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等

### 4. 関係者の連携・協力

- ・国土交通省、独立行政法人等に加え、我が国事業者、関係省庁、JOIN、JICA、JBIC、NEXI等の公的機関が連携

### 5. その他

- ・独法等における推進体制の整備(人材育成等)
- ・独法等の業務実績を年度毎に公表 等



水資源の開発・利用に関する調査・設計等